



「法令順守と安全の徹底のために」 ～区立施設建築安全基本方針（案）を策定～

練馬区では、区立施設の建設・維持を組織的に管理し、建築手続等の法令順守と施設の安全管理を徹底していくために基本方針の策定を行ってきました。

この度、その（案）がまとまったので報告します。

区では、今後、この方針に基づいて法令順守と安全対策の向上に取り組んでいきます。

【方針の目的】

区立施設は、区民の財産であり、適正な整備・維持が必要である。しかし、昨年度実施した練馬区立施設建築安全調査において建築手続の不備が確認されるなど、建築基準法への適合や安全対策が区にとって大きな課題となった。

そこでこの度、区立施設の整備・維持管理のあるべき姿を示し、必要な取組を計画的に達成するため区立施設建築安全基本方針（案）を策定した。区は、この方針に基づき、法令順守と施設の安全管理を徹底する。

【策定の経過】

平成 24 年 5 月 方針策定着手

平成 24 年 10 月 中間報告

平成 24 年 12 月 耐震診断等委託調査の結果と対応の報告

平成 25 年 1 月 方針（案）の報告

【方針の構成】全体目標と4つの分野目標

1 全体目標

区は、区立施設の建設・維持を組織的に管理し、法令順守と施設の安全管理を徹底する。

2 分野目標

（1）法令順守の徹底

区は、施設の整備・改修に際し法令順守を徹底するとともに、法手続き等が不備であった既存施設については計画的に改善する。

（2）安全の確保

区は、これまでの耐震化等への対応を踏まえ、的確できめ細かい安全対策を実施する。施設の安全に関する法令点検等を確実に履行するとともに、課題に対して速やかに対応できる体制を整える。

（3）管理システムの整備

区は、施設管理を適正に行うための台帳システムを整え、施設の建築、点検、改修等に

ついでの進行管理と記録の保存を行う。

(4) 職員意識の醸成

区は、全ての職員が建築安全について必要な知識と意識をもち、倫理観の高い職場を実現する。

【方針のポイント】

- ・ 建築手続不備は区立施設の増築、改築、用途変更等に合わせて適正化する。
- ・ 仮設建築物は平成 30 年度までに、それぞれ目標年次を掲げて解体する。
- ・ 耐震診断の対象外である小規模な建築物についても対応を検討するなど、きめ細かい安全対策を実施する。
- ・ 手続不備の再発を防止するために建築工程管理表や施設台帳システムの整備を行う。
- ・ これらの方針の取り組みを的確に実施するため、毎年度「実施計画」を策定し進行管理を行う。

【今後のスケジュール】

平成 25 年 3 月末までに策定を完了する。

【問い合わせ】

総務部 技術監理調整課 技術監理調整担当係 電話 03-5984-1269

平成 25 年 1 月 24 日
練 馬 区

区立施設建築安全基本方針(案)について

1 策定の目的

区立施設は、区民の財産であり、計画的に整備され、適切に維持管理される必要がある。本方針は、将来にわたる適正で的確な建築マネジメントを実現するために、区立施設の整備・維持管理のあるべき姿を示し、達成すべき取組を計画化する。

2 検討主体等

(1) 検討主体

練馬区技術会議

(2) 助言・指導

策定にあたり練馬区施設建築安全審査会の助言・指導を受けた。

3 方針（案）

別添「練馬区区立施設建築安全基本方針（案）」のとおり

4 今後のスケジュール

平成 24 年度内に策定を完了する。

練馬区立施設建築安全基本方針
(案)

練 馬 区

平成 25 年 1 月

目 次

第1章 方針の策定	
1 策定の目的	2
2 方針の位置づけ	2
3 方針の対象範囲	2
第2章 区立施設の建築安全目標	
1 全体目標	3
2 分野目標	3
第3章 分野目標と取組	
1 法令順守の徹底	5
2 安全の確保	8
3 管理システムの整備	10
4 職員意識の醸成	12
第4章 方針の進行管理	
1 取組計画の策定と方針の進行管理	13
資料編	14

第1章 方針の策定

1 策定の目的

区立施設は、区民の財産であり、計画的に整備され、適切に維持管理される必要がある。平成23年度に実施した区立施設建築安全調査では、多くの区の施設において建築基準法上の手続の不備があることが判明した。法令順守を厳守する立場にある区として、この実態は極めて遺憾であり、反省するとともに改善に努めなければならない。また、最優先課題である区立施設の安全対策については、すでに対応を図ってきているところであるが、法令の改正等を注視するとともに施設の現状に応じた対策の着実な取組が必要である。

本方針は、将来にわたる適正で的確な建築マネジメントを実現するために、区立施設の整備・維持管理のあるべき姿を示し、達成すべき取組を計画化するものである。

2 方針の位置づけ

方針は、練馬区立施設建築安全調査報告書（平成23年度）で示した区の建築安全に関する方向性や取組を更に具体化するものである。また、練馬区耐震改修促進計画（平成24年度末改定予定）、第二期区立施設改修改築計画（平成21年度）などの個別計画に基づく取組についても本方針との整合を図っていく。

3 方針の対象範囲

(1) 対象施設

全区立施設のうち、区民・職員が日常的に利用する建築物を対象とする。
なお、区営住宅については、練馬区営住宅長寿命化計画に基づき対応する。

(2) 職員

職員とは、施設の常勤・非常勤・委託業者・指定管理者等を問わず、施設の管理・運営業務にあたる全ての従事者とする。

第2章 区立施設の建築安全目標

1 全体目標

区は、区立施設の建設・維持を組織的に管理し、法令順守と施設の安全管理を徹底する。

2 分野目標

全体目標の実現のために、4つの分野目標を定める。

(1) 法令順守の徹底

区は、施設の整備・改修に際し法令順守を徹底するとともに、法手続等が不備であった既存施設については計画的に改善する。

(2) 安全の確保

区は、これまでの耐震化等への対応を踏まえ、的確できめ細かい安全対策を実施する。施設の安全に関する法定点検等を確実に履行するとともに、改善すべき点に対して速やかに対応できる体制を整える。

(3) 管理システムの整備

区は、施設管理を的確に行うための台帳システムを整え、施設の建築、点検、改修等に係る進行管理を行うとともに、組織的な管理体制を構築する。

(4) 職員意識の醸成

職員は、建築安全について職責に応じ必要な知識と意識をもち、倫理観の高い職場を実現する。

基本方針の全体目標と分野目標



第3章 分野目標と取組

1 法令順守の徹底

＜施設整備における法令順守のために＞

区は、施設の整備や改修に際し法令順守を徹底するとともに、法手続等が不備であった既存施設については計画的に改善する。

取組

- ・ 施設の整備や改修等にあたっては、法令を順守する。
- ・ 建築基準法上の手続が不備であった施設については、増築等の際に適正化する。
- ・ 仮設建築物については、着実に解消する。
- ・ 既存建物は、法令等の改正を注視し、適合状況を確認する。

＜課題への対応＞

(1) 建築手続の不備に対する対応

ア 建築手続の現状

区立施設は、建築基準法第18条において建築する場合の手続が定められている。区は、自治体に置かれている建築主事に通知を行い、確認や検査を受ける必要がある。

平成23年度の区立施設建築安全調査では、区が建築した建物846棟中、工事完了後の検査済証の取得が確認できたのは215棟であった。

イ 今後の対応

建築基準法上、建築の手続は、敷地単位で行われることから、学校等のように、同一の敷地に複数の建物がある場合は、その全てを対象に手続が行われる。

検査済証未取得の既存建築物については、国や東京都の指導に基づき、増築、改築および用途変更等の建築工事に際し、建築主事に提出する「既存建築物調査結果報告書」において、既存建築物の構造関係が着工時の法令に適合していることを、自ら調査し報告することで、既存不適格と同等として取り扱うこととされている。区では、これまでもこの手続による対

応を行ってきており、今後も区立施設の増築、改築および用途変更等の際に手続の適正化を図る。

これらの対応には長期的な取組が必要であるが、各施設の敷地と建物の状況を踏まえた対応策を検討し、できる限り速やかな適正化を目指す。

ウ 取組計画

第二期区立施設改修改築計画等に基づき平成25年度以降に適正化を図る施設は下記の通り。

取組内容	改修に合わせた適正化	7施設	【別表1】
	改築による適正化	6施設	

(2) 仮設建築物の解消

ア 仮設建築物の現状

仮設建築物は、建築基準法の規定により、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合においては、特定行政庁から仮設建築物としての期間を定めて許可を受けて建築される。仮設建築物の許可を受けた建築物は、建築基準法の一部の規定の緩和を受けることができる。

区立施設のうち8棟については、仮設の許可を得て整備されたものである。これらは、いずれも1年間の許可期間が終了した後も使用されている。

平成24年度に建築基準法への適合性調査を行ったところ8棟のうち4棟については、構造規定等に適合しないことがわかった。特に、安全面での問題が指摘された「花とみどりの相談所 温室植物園」については、平成24年12月から一般公開を停止した。

イ 今後の対応

仮設建築物8棟については、着実に解体する。なお、建築物の解体にあたっては、各施設の現状や関係機関との調整など、実現のための課題の検討・調整を施設ごとに進め、必要な代替施設の確保にも配慮したうえで、可能な限り速やかに対応するものとする。また、財政負担については、平準化と低減に努めていく。

ウ 取組計画

計画年度	平成25年度から30年度
取組内容	解体8施設 【別表2】

その他

対応にあたっては、都および区の特設行政庁への報告・協議を行う。

(3) 既存建物の法適合の確認

建築基準法関連法規については、多くの改正が行われてきている。手続だけでなく個別施設の法適合状況については、法定点検等の機会を捉えて的確に把握するよう努める。

2 安全の確保

<安全の確保のために>

区は、これまでの耐震化等への対応を踏まえ、的確できめ細かい安全対策を実施する。施設の安全に関する法定点検等を確実に履行するとともに、改善すべき点について早急に対応する体制を整える。

取組

- ・ 耐震化への対応や建築安全調査を踏まえ、きめ細かい安全対策を行う。
- ・ 法定点検等を確実に実施し、適切な対応を図る。さらに法定点検の対象とならない施設においても必要な点検を実施し、安全を確保する。
- ・ 利用者が安心して施設を利用できるように、職員が安全意識をもって施設運営にあたる。

<課題への対応>

(1) 耐震化への対応

ア 耐震化の現状

平成23年度の区立施設建築安全調査報告書では、「新耐震基準で建築された建築物のうち確認済証および検査済証が確認できない小中学校19棟・区立施設4棟と旧耐震基準で建築された建築物のうち検査済証が確認できない耐震診断対象外の小中学校30棟・区立施設4棟については、区において、全ての棟の現地調査を行い、建築物の安全性を確認した。さらに、これらの施設については、引き続き安全確認に必要な調査を行っていく」とされた。

これを受けて区では、平成24年度、小中学校の該当建築物については、区職員による現地調査を継続実施するとともに、その他の区立施設で該当するものについては、専門機関による調査を行い必要な対応を図った。

【別表3】

イ 今後の対応

区立施設の耐震化については、練馬区耐震改修促進計画の改定を平成24年度末に行う予定であり、この計画に基づいた取組を進めていく。

平成24年度の専門機関の調査により改築や耐震工事などの必要性が確認された施設について速やかに対応する。

また、建築安全調査において、引き続き調査が必要とされた建築物については、重点点検建築物と位置づけ、定期点検等の際に安全確認に努めるとともに、必要に応じて専門機関による調査を実施する。

ウ 取組計画

計画年度 平成25年度から

取組内容 重点点検建築物の安全確認

エ その他

耐震基準等については、これまで耐震性能判断基準の変更等が行われてきている。区においても、小中学校のラチス形式の屋内運動場の取扱いなど、区で耐震診断後に文部科学省の基準が変更され、改めて対応を図った事例があった。区では今後とも、基準改定等の情報収集に努めるとともに、施設の状況に応じ必要な対応を図る。

(2) 安全点検の実施と速やかな対応

ア 安全点検の現状

建築物の維持保全については、建築基準法や消防法などにおいて、定期的な点検が義務付けられており、区では、これらの点検を実施している。

また、法定点検の対象とならない小規模建築物を含む全施設については、施設管理マニュアル等に基づき、施設の管理者が定める担当者が日常点検を行い、各施設管理担当課へ報告されている。さらに平成24年度より、これらの点検結果については、庁内で共有するよう情報集約に取り組んだ。

イ 今後の対応

点検結果は、施設管理関係課で共有化し、必要な対応を協議する体制を整える。また、点検内容の精査や改善状況についても情報の交換を行い、きめの細かい維持管理体制を構築する。

ウ 取組計画

計画年度 平成25年度から

取組内容 安全点検に関する連絡会の設置・運営

3 管理システムの整備

<組織的な管理を実現するために>

区は、施設管理を的確に行うための台帳システムを整え、施設の建築、点検、改修等に係る進行管理と記録の保存を行うとともに、組織的な管理体制を構築する。

取組

- ・ 建築手続の不備の再発防止のため建築工程管理表を整備する。
- ・ 区立施設に関するデータを一元的・体系的に管理するため、区立施設台帳システムを導入し、施設の建築、点検、改修等に係る進行管理と記録の保存を行い、適正かつ効率的な管理を行う。
- ・ システムの的確な運用と改善のため、組織的な管理体制を構築する。

<課題への対応>

(1) 管理システムの整備

ア 対応の状況

これまで、区立施設の建築・維持管理に関する情報を一元的に管理する台帳や建築手続を組織的に管理する体制が整備されていなかったため、区立施設台帳システムの設計および建築手続不備の再発を防ぐための建築工程管理表の整備に着手した。

また、平成24年度より、建築安全に全庁的に対応することを目的のひとつとした練馬区技術会議を設置するとともに専管組織を設置し、区の施設の整備・維持について、法令および技術的見地から総合的な監督を行っている。さらに、法律および建築の専門家等を構成員とする第三者機関である練馬区施設建築安全審査会を設置し、助言指導を受けている。今後も組織的対応の強化と取組内容の維持向上を図る。

イ 今後の対応

(ア) 区立施設台帳システムの整備

早期に区立施設台帳システムを整備し、区立施設情報を一元的に管理するとともに、今後の改修計画の策定や施設の長寿命化のための基礎資料として活用する。

(イ) 建築手続の適切な実施

建築手続を適正に実施するために、区立施設台帳システムの機能のひとつとして建築工程管理表を整備し、区の建築計画から竣工に至るまでの必要な各種手続について、予定、実施および確認事項を定めるとともに、その履行を確実にするために確認担当者および確認時期等をマニュアル化し、システムの的確な運用を図る。

(ウ) 組織的な管理体制の構築

練馬区技術会議における建築安全に関する検討・研究を継続的に発展させ、建築安全に関する関係部署の連携について検討を深め、きめ細かく効率的な体制を構築する。

また、練馬区施設建築安全審査会の意見、助言をふまえ区の実態の改善を図っていく。

ウ 取組計画

取組内容

平成25年度中に、区立施設台帳システムを導入し、運用を開始する。

エ その他

区は、本方針の対象とした施設以外にも、防災備蓄倉庫など多くの建築物を有している。導入を予定している区立施設台帳システムについては、将来的には対象施設を拡大し、より総合的な施設管理を実現することを目指す。

また、区立施設のうち、区以外が建築した施設については、平成24年度に各建築主に対して建築手続等の調査を依頼した。しかし、個々の建物の記録については、各建築主においても確認できないものもあり、完全な記録は整わなかった。今後とも、改修などに備えて個別の記録の確認を進めるとともに、区立施設台帳システムへの反映を図る。

4 職員意識の醸成

<職員意識の向上のために>

職員は、建築安全について職責に応じ必要な知識と意識をもち、倫理観の高い職場を実現する。

取組

- ・ 職員は、建築安全について職責に応じ必要な知識と意識をもち、倫理観の高い職場を実現する。
- ・ 業務に関連する法改正等を的確に把握し、業務に反映する。

<課題への対応>

(1) 倫理観の高い職場作り

ア 対応の状況

区の全ての組織は、業務を執行していく上で、法令順守をより重視しなければならない立場にある。区民が信頼できる行政機関であるためには、区の組織、全職員に対し、法令等の順守を徹底し、倫理観の高い職場を作っていく必要がある。

そのため、平成24年度から、職員一人ひとりの法令順守意識の向上を図るため、管理監督者研修をはじめ、各職層研修において、順法意識の徹底・向上に向けたカリキュラムを充実させた。

また、施設の整備や維持管理に関わる職員が建築等に係る各種法令等を順守することは、建築物の安全を担保するために極めて重要である。施設の整備や施設の維持管理に関わる職員に対する専門研修を実施した。

イ 今後の対応

(ア) 研修や啓発の充実

組織全体のより一層の法令順守意識の向上を図るため、各職層研修等において、順法意識の徹底・向上に向けたカリキュラムの研修を実施する。また、各職場に応じた OJT の実施を推進し、研修等で得られた知識等の共有を図る。

(イ) 施設の整備に関わる職員の育成

施設の整備に関わる職員が必要な知識と意識を持ち、適正な施設整備にあたるよう、専門技術や法務について研修を実施する。

(ウ) 施設管理者を対象とした研修の充実

施設長、施設管理職員など、施設の日常管理を行う職員が、当該施設の運営における法令順守や安全管理において、適正で的確な対応を実現するよう定期的な研修や啓発を実施する。

ウ 取組計画

取組内容

平成25年度以降も研修を計画的に実施する。

第4章 方針の進行管理

1 実施計画の策定と方針の進行管理

本方針に定める内容は、毎年度、実施計画を策定して取り組むものとする。実施計画は、全庁的に進行管理を行い、的確な進捗を図る。

また、結果については公表し、必要な改善を行う。

(1) 実施計画の策定と進行管理

実施計画の策定および進捗状況の管理・点検は、練馬区技術会議が行う。

(2) 実施計画の実行体制と責任者

実施計画の取組については、実施主体、責任者をあらかじめ定め、的確な実現を図る。

(3) 第三者機関への報告

練馬区施設建築安全審査会に報告し、助言・指導を受ける。

練馬区立施設建築安全基本方針

資料編

1 第二期区立施設改修改築計画等に基づく建築手続の適正化対象施設

(1) 平成 25 年度以降の取組と目標年次

	名 称	併設施設	建築年度	対応	目標年次
1	関町第二保育園		昭和 44 年度	改修	平成 25 年度竣工
2	上石神井出張所	上石神井区民地域集会所、上石神井児童館、上石神井児童館学童クラブ	昭和 48 年度	改修	平成 26 年度竣工
3	白百合福祉作業所	しらゆり荘	昭和 56 年度	改修	平成 26 年度竣工
4	谷原小学校		昭和 39 年度	改築	平成 26 年度竣工
5	豊玉第二中学校		昭和 34 年度	改築	平成 26 年度竣工
6	氷川台保育園		昭和 44 年度	改修	平成 26 年度竣工
7	第六出張所	旭町地域集会所、旭町保育園	昭和 45 年度	改修	平成 27 年度竣工
8	第七出張所	田柄地域集会所、田柄第二保育園	昭和 47 年度	改修	平成 27 年度竣工
9	開進第四中学校		昭和 36 年度	改築	平成 28 年度竣工
10	第二出張所	早宮地域集会所	昭和 50 年度	改修	平成 25 年度設計着手
11	下石神井小学校		昭和 45 年度	改築	平成 25 年度設計着手
12	大泉東小学校		昭和 37 年度	改築	平成 26 年度設計着手
13	大泉西中学校		昭和 47 年度	改築	平成 27 年度設計着手

※併設施設は平成 23 年度末現在。建築年度は敷地内の最も古い建物の年度による。

(2) その他

区立施設の新築および建築手続が適正に行われてきた区立施設の改修等においても、法令順守を徹底する。

新築・改修予定

下石神井地区区民館 氷川台地区区民館 北町第二保育園
大泉北出張所 桜台地区区民館 豊玉東小学童クラブ

2 仮設建築物の今後の対応

(1) 今後の取組と目標年次

	名 称	建築 年度	取組手順	目標年次 (解体年度)
1	花とみどりの相談所 (温室植物園)	平成 2年度	(平成24年12月一般公開停止) ・園内植物の移転先の検討 ・みどり政策における位置づけの 検討	平成25～26年度
2	光が丘自転車駐車場	平成 3年度	・代替自転車駐車場建設に向けた 調査検討 ・建築基準法第86条の調整	平成29～30年度
3	練馬小学童クラブ	平成 11年度	・移転先の検討 ・学校年度行事との調整	平成27～28年度
4	石神井小第二学童クラブ	平成 12年度	・石神井小学童クラブと一体的な 移設の検討 ・学校年度行事との調整	平成29～30年度
5	開進第一小学校 (コンピュータ室棟)	平成 11年度	・平成25年度に校舎内へ移転	平成25年度
6	開進第一小学校 (更衣室棟)	平成 16年度	・移転先の検討 ・学校年度行事との調整	平成27～28年度
7	関町北小学校 (図書室・コンピュータ室)	平成 14年度	・移転先の検討 ・学校年度行事との調整	平成29～30年度
8	大泉東小学校 (特別支援教室棟)	平成 15年度	・校舎の改築と合わせて移転	平成26年度設計着手

(2) 建築基準法適合性の確認調査の結果と対応

ア 「1 花とみどりの相談所(温室植物園)」

「5 開進第一小学校(コンピュータ室棟)」

<結果>

以上2施設については、構造に関する法の規定を満たさない項目が複数あり、対応が必要である。特に、天井と壁面がガラスで構成される「花とみどりの相談所(温室植物園)」は早期の対策が必要である。

<対応>

「花とみどりの相談所(温室植物園)」は、一般公開を停止した。「開進第一小学校(コンピュータ室棟)」は、平成25年度に校舎内へ移転する。

イ 「3 練馬小学童クラブ」

「8 大泉東小学校(特別支援教室棟)」

<結果>

以上2施設については、構造に関する法の規定を満たさない項目があり、今後の点検や改修が必要である。

<対応>

定期的な点検を実施するとともに、必要な改修等について検討する。

ウ 「2 光が丘自転車駐車場」

「4 石神井小第二学童クラブ」

「6 開進第一小学校(更衣室棟)」

「7 関町北小学校(図書室・コンピュータ室)」

<結果>

上記4施設については、構造に関する法の規定を全て満たしていた。

No.	建築物名称	建築物の概要			
1	花とみどりの 相談所 (温室植物園) 鉄骨造1階建 510㎡ H2築	法適合性	手続き	仮設の許可期間は、平成元年9月25日から1年間	
			現況	【集団規定】 敷地内に、倉庫など小規模の許可のない建築物が存する。 【その他】 なし	
		安全性 (構造計算、構造部 材断面調査等)		構造に関する法の規定を満たさない項目が複数あり、対応が必要である。特に、天井と壁面がガラスで構成される「花とみどりの相談所(温室植物園)」は早期の対策が必要である。	
		必要性	建築時	花とみどりの相談所と一体の機能を持つ施設として、光が丘清掃工場の余熱を利用した温室植物園を開園した。熱帯植物、亜熱帯植物の展示を景観的学習的に行うことにより、植物に親しみ、学習する場を提供するための地域温室植物園である。	
現況	展示植物は、バナナ、パパイヤ、バニラ、コーヒーの木、ブーゲンビリアなどの熱帯、亜熱帯植物約250種。平成24年12月一般公開停止。				
2	光が丘 自転車駐車場 鉄骨造2階建 1971㎡ H3築	法適合性	手続き	仮設の許可期間は、平成2年5月7日から1年間	
			現況	【単体規定】 許可のない小規模な屋根状の付属物が設置されている。 【集団規定】 なし 【その他】 法86条の一団地の認定がとられていない。	
		安全性 (構造計算、構造部 材断面調査等)		構造に関する法の規定を全て満たしている。	
		必要性	建築時	都営地下鉄大江戸線の開業により、多くの自転車の乗り入れが想定され、早急に自転車駐車場を整備する必要があった。	
現況	収容台数は2,220台、稼働率は毎年90%以上であり、光が丘駅への自転車の乗り入れ台数4,311台(H24.5調査)の約半数を担っている施設である。光が丘地区には他に大規模な自転車駐車場が存在しないため、将来的にも必要不可欠な施設である。				
3	練馬小 学童クラブ 鉄骨造1階建 145㎡ H11築	法適合性	手続き	仮設の許可期間は、平成11年5月6日から平成12年5月5日まで	
			現況	【単体規定】 なし 【集団規定】 建物の接道要件を満たしていない。 【その他】 なし	
		安全性 (構造計算、構造部 材断面調査等)		構造に関する法の規定を満たさない項目があり、今後の点検や改修が必要である。	
		必要性	建築時	平成元年より練馬小学童クラブは小学校内空き教室を利用し学童保育を実施してきた。しかし、平成10年度に入会希望者が殺到、これまで借用している空き教室より面積の広い第二音楽室(90㎡)を1年の期限付きで交換借用し急場をしのいだ。平成11年度も同程度の入会希望者が見込まれるため、学校敷地内に新たに建物を建築し、床面積を広げ定員を増やすことにより入会希望増に応えることが急務となった。区議会においても陳情採択され、急遽学校敷地内に新しい仮設学童クラブを建築(工事期間:平成11年4~8月)した。	
現況	毎年、定員(40名)を超える児童数を受け入れており、24年4月は50名を受け入れている状況であることから、学童の継続は必要不可欠である。平成27年度までの推計からも、今後の需要は高い。				

仮設建築物の概要

参考

No.	建築物名称	建築物の概要		
4	石神井小 第二学童クラブ 鉄骨造1階建 125㎡ H12築	法適合性	手続き	仮設の許可期間は、平成13年3月1日から平成14年2月28日まで
			現況	【単体規定】 防火地域内の建築物であるが、耐火構造になっていない。 換気を満たしていない部屋がある。 【集団規定】 建物の接道要件を満たしていない。 【その他】 出入口、間仕切り、バリアフリーで安全条例を満たさない事項がある。
		安全性 (構造計算、構造部材断面調査等)		構造に関する法の規定を全て満たしている。
		必要性	建築時	平成12年度当時、石神井小第二学童クラブは小学校内の空き教室を利用して運営していた。しかし、石神井小学校への入学児童は増加し続け、平成13年度には第二学童クラブが学校から借用している教室を学校へ返還しなくてはならない事態が発生した。そのため、本来であれば代替用地を確保し移転しなければならないが、代替用地の確保に至らず、しかも学童クラブの需要も多く閉鎖することもできない。そのような状況下で、平成12年6月に文教児童青少年委員会において、学校敷地内での存続を求める請願が採択された。翌年4月の新学期までに学校敷地内に新しい学童クラブを建設しなければならないという時間的制約のため、やむなく仮設建物を建設し対応を図った。
現状	石神井小第一・第二学童クラブの在籍児童数は、24年4月現在で59名であり、27年度の推計値は71名と算出されている。各学童クラブの定員は40名である。平成27年度までの推計からも、今後の需要は高い。			
5	開進第一小学校 (コンピュータ室、会議室、教育相談室) 鉄骨造1階建 203㎡ H11築	法適合性	手続き	仮設の許可期間は、平成11年9月6日から平成12年10月30日まで
			現況	【単体規定】 なし 【集団規定】 日影の許可基準を満たしていない。 【その他】 出入口、間仕切り、バリアフリーなど安全条例を満たさない事項がある。
		安全性 (構造計算、構造部材断面調査等)		構造に関する法の規定を満たさない項目が複数あり、対応が必要である。
		必要性	建築時	平成11年度中に児童数の急増に伴い教室が不足することとなるため、その対応策として当時の印刷室・更衣室・会議室等を教室に転用する工事が必要になった。仮設校舎を建築する事で対応することとした。
現状	仮設校舎内のコンピュータ室、教育相談室、会議室は、学校運営上必要な部屋である。平成24年度東京都教育人口等推計によると、平成29年度までの推計から、児童数はわずかに減少傾向にあるが、学級数については大きな変動には至らない。			
6	開進第一小学校 (印刷室、更衣室) 鉄骨造1階建 65㎡ H16築	法適合性	手続き	仮設の許可期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
			現況	【単体規定】 なし 【集団規定】 なし 【その他】 バリアフリーで安全条例を満たさない事項がある。
		安全性 (構造計算、構造部材断面調査等)		構造に関する法の規定を全て満たしている。
		必要性	建築時	平成16年度当時、児童数926名、学級数26クラスを抱えていたが、同校学区内では、近隣にマンション等住宅建設が急激に進み、その影響で児童数が増加していた。ところが、同校には、普通教室として活用できる部屋が無く、教室数不足の解消が急務となり、仮設校舎を建設した。
現状	仮設校舎内の印刷室、職員更衣室は、学校運営上必要な部屋である。平成24年度東京都教育人口等推計によれば、平成29年度までの推計から、児童数はわずかに減少傾向にあるものの、学級数については大きな変動には至らない。			

No.	建築物名称	建築物の概要			
7	関町北小学校 (コンピュータ室、多目的室、視聴覚教室、図書室、便所) 鉄骨造1階建 538㎡ H15築	法適合性	手続き	仮設許可期間不明(許可証不存在) 申請理由書は平成14年12月17日付。	
			現況	【単体規定】 なし 【集団規定】 なし 【その他】 バリアフリーで安全条例を満たさない事項がある。	
		安全性 (構造計算、構造部材断面調査等)		構造に関する法の規定を全て満たしている。	
		必要性	建築時	平成14年度当時、児童数866名、学級数25クラスであった。同校学区内では、近隣にマンションなど住宅建設が急激に進み、その影響で児童数が増加した。同校には、普通教室として活用できる部屋はなく、教室数不足の解消が急務となったため、仮設校舎を建設した。	
現状	仮設校舎内のコンピュータ室、図書室、視聴覚室、多目的室等は、学校運営上必要な部屋である。平成24年度東京都教育人口等推計によると、平成29年度までの推計から、児童数はわずかに減少傾向にあり、学級数については大きな変動には至らない。				
8	大泉東小学校 (特別支援教室) 鉄骨造1階建 403㎡ H15築	法適合性	手続き	仮設の許可期間は、平成15年12月16日から1年間。	
			現況	【単体規定】 なし 【集団規定】 なし 【その他】 出入口、間仕切り、バリアフリーで安全条例を満たさない事項がある。	
		安全性 (構造計算、構造部材断面調査等)		構造に関する法の規定を満たさない項目があり、今後の点検や改修が必要である。	
		必要性	建築時	平成15年度当時、児童数824名、学級数28学級(児童数・学級数とも心身障害児童を含む)だった。同校学区内においては、マンションなどの大規模集合住宅の建設が急激に進み、その影響で児童数が増加していた。同校には普通教室として活用できる空き教室がすでになく、不足分教室の確保が急務となり、学校敷地内に仮設校舎を建設した。	
現状	仮設校舎内には、特別支援教室が設置されている。教室、プレイルーム、職員室、教材室、学習室、シャワー室等は、学校運営上必要な部屋である。平成24年度東京都教育人口等推計によると、平成29年度までの推計から、児童数はほぼ同水準で推移し、学級数についても大きな変動には至らない。				

3 平成 24 年度新耐震基準の建築物調査対象

(1) 調査対象

	名 称	構造	階数	面積 (㎡)	建築 年度	確認 済証	検査 済証
1	練馬東小学童クラブ	鉄骨造	1	81	昭和 58年度	無	無
2	石神井小学童クラブ	鉄骨造	1	120	昭和 60年度	無	無
3	早宮小学童クラブ	鉄骨造	1	80	平成 13年度	無	無

(2) 調査結果および対応

- ・構造に関する法の規定を満たさない項目があり、今後の点検や改修が必要

「1 練馬東小学童クラブ」 「3 早宮小学童クラブ」

<対応>

定期的な点検を実施するとともに、必要な改修等について検討する。

- ・構造に関する法の規定を全て満たしていた

「2 石神井小学童クラブ」

※区立施設建築安全調査では、小中学校以外で計画通知の確認済証と検査済証が確認できない新耐震基準の建築物が4棟あった。うち、上記3棟について調査を実施した。残りの1棟は、関町第二保育園の改修工事に伴い解体済みである。

4 平成 24 年度旧耐震基準の建築物耐震診断対象

(1) 調査対象

	名 称	構造	階数	面積 (㎡)	建築 年度	確認 済証	検査 済証
1	光が丘保育園（別棟）	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造	1	242	昭和 51年度	有	無
2	谷原小学童クラブ	鉄骨造	1	76	昭和 51年度	有	有
3	大泉西小学童クラブ	鉄骨造	1	90	昭和 52年度	有	有
4	大泉第三小学童クラブ	鉄骨造	1	76	昭和 51年度	有	無
5	光が丘児童館びよびよ	鉄骨造	1	79	昭和 51年度	有	無
6	南が丘小学童クラブ	木造	1	73	昭和 53年度	有	無

(2) 調査結果および対応

- ・耐震判定基準を下回り、早急な対応が必要である

「1 光が丘保育園（別棟）」 「2 谷原小学童クラブ」 「3 大泉西小学童クラブ」

「4 大泉第三小学童クラブ」 「5 光が丘児童館びよびよ」

<対応>

各施設は、いずれも施設の使用を停止した。平成25年度中を目途に改築
または補強工事を実施する。

- ・耐震判定基準をわずかに下回る

「6 南が丘小学童クラブ」

平成 24 年 12 月に補強工事を実施済み。

※区立施設建築安全調査では、小中学校以外で検査済証が確認できない耐震
診断対象外の建築物が 4 棟あった。うち、「4 大泉第三小学童クラブ」と「6
南が丘小学童クラブ」について調査を実施した。残りの 2 棟は、氷川台保育
園および関町第二保育園の改修工事に伴い解体済みまたは解体予定である。

「1 光が丘保育園（別棟）」および「5 光が丘児童館びよびよ」については、
区立施設建築安全調査報告後に診断等の必要性が判明したため、平成 24 年度
に調査を実施した。また、「2 谷原小学童クラブ」と「3 大泉西小学童クラ
ブ」については、検査済証が確認されていたが、延床面積が 100 ㎡以下で耐震
診断対象外であったため、合わせて調査を実施した。

「区長コメント」

区立施設の建築基準法上の手続不備や仮設建築物に関する問題については、区民の皆様にご心配をおかけいたしました。改めてお詫び申し上げます。

この度、練馬区では、区立施設建築安全基本方針（案）を策定いたしました。この方針に基づき、区は、仮設建築物等の課題を計画的に改善するとともに、将来にわたる区立施設の整備・維持にかかる法令の順守を徹底してまいります。また、震災等に備え、一層重要性が高まっている施設の安全対策についても、さらにきめ細かく取り組む考えです。

区民の皆様の安全と安心を確保することは、私の区政運営の最重要課題であります。今後とも、区民の皆様の信頼にお応えし、区立施設を安心してご利用いただけるよう、区を挙げて取り組んでまいります。

平成 25 年 1 月 24 日

練馬区長 志村豊志郎